

豊中市社会福祉協議会

権利擁護・後見サポートセンターニュース

〒560-0023 豊中市岡上の町2-1-15 豊中市すこやかプラザ内

電話：06-6841-9382 FAX：06-6841-2388

当センターは、豊中市の委託を受け、中核機関として認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が不十分な人に対して、成年後見制度の利用を促進する活動をしています。成年後見制度の利用を必要とする人やその家族だけでなく、支援者や関係機関からの相談にも応じています。また、金銭管理を行う日常生活自立支援事業も実施しております。

当センターニュースでは、センターの活動内容や、成年後見制度・日常生活自立支援事業に関する情報をお伝えしています。



令和5年度講座等開催実績

今年度は市民公開講座の他に司法書士による個別相談会を企画・開催しました。また、地域包括支援センター等関係機関への出張説明会も行いました。2月には、専門職向けの「意思決定支援」講座、市民向けの「成年後見制度について」講座＆個別相談会を開催予定です。

～実施講座～

○市民公開講座「消費者トラブルと成年後見」

令和5年7月15日（土）実施 参加者 20名

講師に茅田有里弁護士をお招きし、消費者トラブルの被害内容や、その対処法、また対処法としての成年後見制度活用の有効性についてお話いただきました。

～参加者アンケートより～

- ・消費者トラブルには予防が必要であることがよく分かった。
- ・対策があると信じて、クーリングオフ期間が経過してもあきらめず、相談していきたいと思った。



参加者には
大阪弁護士会が作
成したステッカー
が配られました。

相談窓口

クーリング
オフ

○市民向け司法書士個別相談会

令和5年10月28日（土）実施 参加者 17名

リーガルサポート大阪にご協力いただき、1枠30分の司法書士による個別相談会を実施しました。

～相談内容～

- ・成年後見制度の概要説明
 - ・遺言の作成について・相続登記について
 - ・不動産等の名義変更の手続きについて
- 等々…

—個別相談会の様子—





当センターでの相談実績

成年後見制度を推進する中核機関としての役割を持っている当センターですが、具体的にどのような相談にのってもらえるのか疑問に思っている方も多いようです。今号では当センターに寄せられる相談の例を少しご紹介したいと思います。

Case1.銀行で…

相談者：親族

相談内容：認知症の親族に代わり、施設費等の銀行で代わりに出金をしようとしたところ、「本人確認ができないと出金はできない」と言われた。併せて成年後見制度の利用をすすめられた。

→近年、金融機関では特殊詐欺防止の観点もあり、本人確認が厳しくなっています。成年後見制度を利用することによって、銀行での入出金がスムーズに行えるようになります。

なぜ成年後見人だとOKなの？

→成年後見人には財産に関する全ての法律行為における代理権が付与されます。

この代理権によって被後見人等に代わって銀行での入出金が可能となります。

※但し、保佐人・補助人は申立ての範囲内で家庭裁判所が認めたものに代理権が付与されます。

「まだ認知症ではないんだけど、高齢で足が悪くて銀行に足を運べない…」

→代理人設定や、家族カードの作成によって、ご家族が本人に代わって入出金を行えることもあります。詳しくはお使いの金融機関へお問合せください。

Case2.施設入所にあたって…

相談者：ケアマネジャー

相談内容：施設入所にあたって、身元保証人と緊急時連絡先の記入を求められた。本人は身寄りがいないので後見人をつけたい。

→成年後見人は本人の法定代理人なので、身元保証人にはなれません。

緊急時の連絡先は、受任してくれる人によって考え方が違うので、申立てを行う際にその旨を伝えるのがベターでしょう。施設側が身寄りのない人に後見人選任を入所条件とするのは、施設費の支払いの担保と、緊急時の連絡先の必要性があるからと考えられます。

成年後見人にもできないことはあります…

→事実行為（一緒に散歩する、入浴介助、食事など）を行う義務、医療同意権（手術を受ける際の同意など）はありません。



代理・代行のための制度ではなく、本人の意思決定支援を優先させ、自己決定の尊重を最大限に図ることが求められています。

相談は電話・来会・訪問にて無料で承っています。

第3金曜日には弁護士による無料相談も行っています。

※弁護士相談は事前予約が必要です（06-6841-9382）